

## 平成24年度第3回定例会

日 時： 平成24年10月11日（木）午後2時30分～

場 所： 図書館本館 講座室

出席者： 副会長、委員5名

図書館長、管理・奉仕担当2名

---

副会長： 平成24年度図書館協議会第3回定例会を開催する。本日、会長が欠席のため私が司会進行を務めさせていただく。委員定数7名のうち半数以上が出席しているため、多摩市図書館協議会規則第4条により協議会を開催する。

はじめに配付資料の確認を事務局よりお願いしたい。

事務局： (配付資料確認)

副会長： 本日の議題の前に事務局から3件の報告をお願いしたい。

事務局： 1件目は、「多摩市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」(資料3-2)報告する。今回の改正は、図書館協議会に関する規定を変更したもの。図書館協議会の規定については、今年3月の第1回定例市議会でも改正をおこなったところ。この改正が必要であった理由について経緯も含めて説明する。

この図書館協議会の委員に関する規定について、従来は図書館法で委員選任基準が定められていたが、地域主権を高める改革の中で各地方が定めるよう改められ、平成24年4月1日施行のため条例改正が必要となった。この条例改正では従前の図書館法で定めていた任命基準をそのまま適応し、附則において「当分の間適応する」とした。市議会からは多摩市独自の規定を考えるべきではないかという意見も出されたため、9月の第3回定例市議会に図書館条例の改正を上程した。

内容は、多摩市独自の要件として「図書館を利用する者」を挙げている。これにより、従前図書館法で定められていた「学校教育の関係者」「社会教育の関係者」「家庭教育の向上に資する活動を行う者」「学識経験のある者」のほかに多摩市独自の「図書館を利用する者」を加えた。

また、委員定数を従前の10人以内から7人以内に改めた。これは図書館協議会の実状として今まで7名程度で行われてきたため。

今回の改正は子ども教育常任委員会に付託・検討され、「多摩市独自の規定を盛り込む意味」と「定員を10人から7人にする理由」が質問された。

「多摩市独自の規定を盛り込む意味」は、図書館を利用する方の意見を図書館協議会に反映させるためであり、委員定数の変更については実状に合わせてと説明した。その結果、改正については全員賛成、本会議においても

---

可決された。

次に「平成 24 年予算決算特別委員会事務事業評価」（資料 3-3）について報告する。多摩市議会においては、従来の「決算特別委員会」「予算特別委員会」に替え、今年から「予算決算特別委員会」を設置した。委員会を改めて設置した目的のひとつは、決算を踏まえた予算審査を行うためであり、各常任委員会を分科会として事業評価を行うというもの。多摩市では総務常任委員会・建設環境常任委員会・健康福祉常任委員会・子ども教育常任委員会の 4 つの常任委員会が設けられており、それぞれが分科会として、所管する事業の事業評価を行った。子ども教育常任委員会では「公立保育園運営事業」「図書館運営事業」の 2 事業を評価対象とし、各会派による事前の評価を踏まえ分科会の評価を決定した。結果は資料 3-3 のとおり。事業に対する評価としては「改善し継続する」となっている。この評価結果は議会でも議決されており、今後の市政運営においてもこれを参考にしていくことが求められる。

次に、第 3 回市議会定例会の動向について報告する。一般質問では 2 人の議員から質問があった。岩永議員からは「唐木田図書館の 2 年間の暫定委託後、平成 25 年度以降の運営はどのようにしていくのか」という趣旨の質問。現在のところ、唐木田図書館では事故トラブル等もなく運営しているため、十分機能していると言える。今後の在り方については教育委員会として検討しているところ。

また、石渡議員からは、「公共施設の適正配置に伴い図書館が減らされるのではないか」という質問があったが、教育委員会としては特段踏み込んでおらず、市の方針が出るのを待っているところである。

また、決算特別委員会において事業評価とは別に、板橋議員から「本館移転の際に施設整備についての質問をしたが、その後どうなっているのか」という質問があった。本館は学校施設を転用しているため、アプローチや街路灯の改善要望があったが、10 年間の暫定施設として必要な整備は移転時に行っている。ただし、アプローチの改修は大きな費用を要することとランド利用者との兼ね合いもあり、検討はしたが実現するには至っていない旨回答した。事務局からの報告は以上。

副会長： 今の 3 点の報告について質問は。

委員： 図書館条例改正はすでに決まったことか。改正の中身が図書館協議会のことであるのに、今この場で聞き驚いている。議会にあげる前に図書館協議会への提案があってもよかったのではないか。委員定数が 10 人以上から 7 人以内に減ることもあり、自分としてはこの改正には賛成できない。

また、委員選任要件の「図書館を利用する者」が理解できない。図書館協議会委員は図書館を利用していることが基盤にあるべきだと思うので、

---

項目として入れるのではなく、どうするべきかの提案があってもよかったのでは。図書館協議会で協議の機会を与えられるべきだったのではないか。

事務局： 今までの図書館協議会委員要件では図書館利用者は定められておらず、含まれていないと解釈できる。図書館を利用していなくても学校教育関係者、社会教育関係者等であれば委員として選任することは可能。なお、多摩市では以前から協議会委員の公募をおこなっているが、今回「図書館を利用する者」と要件を明確にすることにより、図書館利用者の意見を協議会に反映していることを明確にすることができると考えている。利用者の意見を反映させることができるのが公募の良いところ。

また、図書館協議会の役割は館長の諮問機関であり、館長の諮問に答えるとともに図書館奉仕について意見を述べているため、協議会の設置については行政側の判断で行われており、この要件変更についても協議会に諮るものではないと考えている。なお、情報提供が事前にあるべきであったという点については、丁寧な説明が必要であったとは思いますが、基本的には改正終了後に協議会へ報告するものである。

副会長： 今の説明について質問は。

委員： 要件に「図書館を利用する者」を入れたのは、利用者の意見を反映させるためとのことだが、図書館が普段の仕事の中で日常的に利用者の声を反映していると思うし、反映させるべき。その上で図書館をさらに良いものにしていくために協議会があるので、委員は単に図書館利用者というだけではなく、図書館に関わりのある具体的な働きのある者から選ぶのがよいと考えるがいかがか。

事務局： 今までの規定では、図書館利用者が協議会で意見を述べることはなかった。今回協議会の選任要件として「図書館を利用する者」と位置づけたので、今後は利用者の声を協議会に反映させることが明確となった。

副会長： 図書館協議会が設置される所以を考えると、図書館サービスは住民の意思によって運営されなければならないことが大前提であるため、今回協議会委員の中に図書館を利用する者を入れることに反対ではないが、利用者・非利用者（潜在的利用者）の意思も含めて図書館運営に反映させるために協議会がある。学校教育関係者、社会教育関係者等もそれぞれの立場で役割を担っているが、住民の意思を尊重した図書館運営を目指すところは変わらないと理解している。

また、事前に話が無かったことについては、8月の学びあい育ちあい推進審議会で館長自ら事前に説明しているため、9月の図書館協議会第2回定例会で情報提供があるべきではなかったか。図書館協議会の場が住民意思を反映させるころだと考えれば、情報提供が丁寧でありすぎることはない。図書館法第14条のとおり図書館協議会は図書館長の諮問に応じ意

---

見を述べる機関であるが、協議会に情報が提供されていなければ意見を述べることもできないため斟酌をお願いしたい。今後の協議会運営にはそのような視点で臨んでほしい。

- 事務局： 図書館奉仕というものをどのようにとらえるかが重要ではないか。
- 副会長： 図書館奉仕は図書館サービスと置き換えても違いはなく、もっと幅広く考えてよいのでは。少なくとも協議会委員の選任要件を議論することについては、協議会の存在意義でもあるため、ひいては図書館サービスの向上にも繋がると理解している。
- 事務局： 図書館協議会が図書館奉仕になるでしょうか。
- 副会長： 図書館協議会は図書館奉仕そのものではないが、図書館奉仕について議論し図書館を良い方向へ導くために存在すると理解している。
- 事務局： 図書館協議会の設置は管理運営の部分であると理解している。条例改正後、協議会への報告を考えていた。
- 副会長： では、学びあい育ちあい推進審議会には議会前に説明したことと図書館協議会では意味が違うのか。
- 事務局： 確かに学びあい育ちあい推進審議会へは上程を説明した。図書館協議会には9月の第2回定例会ではなく、条例改正後の第3回定例会で報告の予定であった。
- 副会長： 学びあい育ちあい推進審議会は議会前に説明をし、図書館協議会には議会後の報告にしたということか。
- 事務局： そのような予定であった。
- 副会長： 当該協議会としてはやはり事前の説明がほしかったという以外はない。ほかの方はいかがか。
- 委員： 今回の条例改正は実態に合わせて行われたものと捉えている。公募もすでに行われていること。委員を学識経験者だけでなくもっと幅広い中から選び運営を考えていくことはとても大切なこと。
- 委員： 学びあい育ちあい推進審議会への事前説明はそれでよいと考えるが、一番関わりのある図書館協議会にも事前説明がほしかったので、委員として残念な気持ち。
- 委員： そうなった理由を聞かせてほしい。
- 事務局： 9月の第2回定例会では活動評価が主たる開催目的と考えていた。この条例改正については3月の条例改正の時と同様に、議決後の報告を予定していた。
- 委員： 委員定数について、10人から7人となったのは今まで7人以上にならなかったためとのことだが、今回7人の委員でも仕事の都合等で全員揃うことはほとんどなく4人の時もあった。4人ではとても豊かな議論とはいえ、図書館にさまざまな意見を述べるにはあまりにも少ない人数。その

- 
- ような状況がありながら何の工夫も議論もなく、定数を 10 人から 7 人にするのは先細りのようなやり方ではないかと思うがいかがか。
- 事務局： 協議会委員の選任について、規定では 10 人以内となっているが実態としてここ数年は 7 人程度である。その実態に応じた改正である。
- 委員： 実態としては 7 人ではなくもっと少ない人数で行ってきた。
- 事務局： その実態とは委員の出席のことであり、委員の構成とは切り離して考えていただきたい。会議の開催については、できるだけ多くの方が出席できるように事前の調整を行っている。
- 委員： たまたま今年度は独自の評価や各委員の予定等もあり、なかなか協議会の日程が組めなかったが、従来はだいたい出席していたのではないか。人数を増やせば確かに良いが、10 人～20 人となると予算の問題もある。最小の人数で最大の効果をあげる工夫を我々がしなければいけない。都合で出席できない場合は事前に資料を配り、出席できない委員の意見も吸い上げるなどの工夫を。
- 委員： 今回の条例改正については当該委員会のことで、協議会委員としても事前に改正案の説明を受け、思いを伝える時間をとってほしかった。今後同様のことがあった場合には丁寧な説明を希望したい。
- 事務局： 委員の方々の意見を聞き、大変熱心に図書館のことを考えているということがわかった。今後の条例改正等においては、時間的に間に合えば丁寧な説明に努めていきたい。
- 副会長： ほかにあるか。
- 委員： 決算特別委員会の事業評価では、事業に対する具体的な評価や提案が出ているようだが、これをどのように予算に結びつけるのか。質の問題や、めざすべき図書館像が予算に見えてこない。議会が評価を行い、行政がそれを受けただけで終わることのないよう、市民に見えるように考え方や取り組みが情報公開されるとよい。
- 事務局： 今回が初めての事業評価のため、今後の取り扱いについては市長・議会ともに宿題として出ている。この評価の対応としては、すぐに取り組めるものと準備をして中長期的に対応するものがあると考え。多摩市としては現在公共施設の適正配置に取り組みなければならないので、これらの行動計画の中で図書館がどのように対応していかなければならないか考えている。また、予算については図書費の確保に向けてどのようにするのか、嘱託職員のみでの運営実績を踏まえていつどのように対応するかを示す必要がある。そして、それは議会が求めてくるところだと予想される。
- 委員： 協議会でも地域館の評価と 4 つの視点で全体の評価を行った。それを受けて図書館の運営のあり方を作り上げていくと思うが、その中に議会の指摘がどの程度反映されるのかが楽しみ。議会の評価では学校図書館の地域

---

開放などもあるようだが、今後の図書館の運営のあり方に少しでも展望が出てくるとよい。施設の再配置だけでなく、中身や質の将来像が見えてくると市民は関心を持つのではないか。

事務局：　ここで指摘されていることは幅広く厳しいもので、行政に宿題として課せられており、図書館運営上の課題である。

委員：　質問だが、事業に対する提案の下から6行目に「財源のみでなく人的資源も先細りの現実・・・」とあるがどういうことか。今後の図書館を考えていく上で、現状の評価は大きいことだと思うので。

事務局：　多摩市に限らないが、一時期の職員採用抑制により年齢構成がいびつになっている。多摩市の場合は40代以上の職員が多く、20～30代は少ない。これは図書館も同様で、司書資格保有者の中で20～30代の職員は現在1名のみ。これを「先細り」と表現しているのはいか。現在、多摩市全体としては退職者も増えているため職員採用も全体としては増えてきているので、今後は図書館においてどのようにしていくかが宿題と考えている。

副会長：　ほかにはよいか。委員から学びあい育ちあい推進審議会の報告はないか。

委員：　先ほどの条例改正の報告と同様。

副会長：　では報告事項を終了し協議事項に移る。本日の議題は「多摩市立図書館（地域館）の活動評価について」であり、図書館協議会としての報告を確定する。事務局から説明を。

事務局：　前回の定例会後、事務局で会長と協議し、案を作成して委員に事前配付した。資料は活動評価を行った経緯と結果について事務局でまとめたもの。本日の配布資料では、事前配付資料の、一覧表の4頁「18職員スタッフ関連」東寺方図書館の項目の「応援職員」を「嘱託職員」に訂正したものを配布したので確認を。

副会長：　事前に配布された資料の訂正は今の1箇所ということでよいか。ではこの活動評価について意見を。今まで欠席されていた委員からも質問等あればお願いしたい。

委員：　「多摩市立図書館（地域館）の活動評価について」を見ると、最初に唐木田図書館の2年後の運営方法見直しのために活動評価を行い、その評価は4つの視点から一次評価をずとしてしている。平成23年度第3回定例会で図書館長より協議会に評価の依頼があったとなっているが、現実には地域館4館の評価を行っている。これだけ読むとなぜ4館の評価を行ったのかわからない。平成23年度第3回定例会の会議資料をみると、自分が「唐木田図書館だけの評価か。他館の評価も行うのか。」と質問している。事務局からは「今回は地域館の評価が中心」という答えであり、当時の資

---

料3-14にも記載されていた。平成23年度第2回定例会資料3-9の「協議のお願い」では唐木田図書館のみの評価依頼だったので、そのとき初めて地域館4館の評価であることを認識した。この地域館4館の評価を行うこととなった経緯を「多摩市立図書館（地域館）の活動評価について」に追記した方がよいのではないか。7行目に「図書館長より図書館協議会に評価の依頼があった」とあるが、「評価」の前に「地域館4館の」を加えてはどうか。

副会長： 7行目の「図書館長より図書館協議会に評価の依頼があった」の「評価」の前に「地域館4館の」という文言を追加する提案があったがいかがか。

委員： 評価の一番の目的は唐木田図書館の運営についてだったと思うので、ここは「地域館も含めて」とするのはいかがか。

副会長： 「地域館も含めて」とすると関戸・永山等の地域館以外の図書館も評価対象になると受け取られる。今回評価を行ったのは地域館4館で間違いのないのでは。

委員： 4館には拘らなくても「地域館」でわかると思うので、よいのでは。

副会長： では「地域館の評価の依頼」ということでよいか。

委員： 分かり易い文章があれば直してもよいのではないか。

副会長： 「なぜ地域館なのか」の説明がなく、細かく見ていくときりがない。唐木田図書館が地域館なので同じ地域館をと理解すればよいのだが。この場で決めることは難しいので、会長も含めて事務局と調整が必要。内容に関わるのではなく、なぜ活動評価したのかのいきさつが市民にも分かるようにしたい。ほかにはよいか。

委員： 最終的に目指すものは何か、何のためにこの活動評価があるのかを示した方が分かり易いのでは。一次評価として協議会の活動評価・受託業者の自己評価・職員の内部評価・市民評価があり、一次評価に対する市民意見を踏まえて総合評価を行い「運営評価」とし、これに「資料」と「施設」をあわせて図書館評価とすることも明記すれば、この活動評価の位置付けが明確になるのではないか。

副会長： みなさんの意見はいかがか。

委員： 今の意見をここに明文化することが望ましい。

委員 唐木田図書館の運営のために評価をしたことはそれでよいが、ほかの地域館も含めて評価したのは、最終的には図書館全体の運営の在り方を目指すための資料。市民向けにはそこまで考えてこの評価をしたことを分かり易く記載するとよい。活動評価の位置付けが明確になる。

委員： その方がよいと思う。

副会長： ほかに意見は。

委員： 3頁の学校連携の部分で意見を。今年、2年生と唐木田図書館へ図書館

---

訪問した際、大きな絵本を読んだり、図書館の活用法をビジュアル的に説明するなど、とても丁寧な印象を受けた。学校図書館司書との連携はあるかとの質問に4館とも「ない」となっているが、司書としては学校図書館だけでなく市の図書館との連携も進めていて、主に本館の担当者で行っている。しかし、地域館と学校図書館の連携では何を以って「連携」とするかを考えると難しく、「ない」と答えたのだと思う。そうすると評価は「×」となり何も活用されていないイメージとなるが、実際はいろいろ問い合わせをしており、どのような形にすればそれを生かした表現となるのかを考えていた。

副会長：           どなたか調査に行かれた方で実態の報告をお願いしたい。地域館にも問い合わせや働きかけをしているとのことだが。

委員：             本館が対応しているのは確かで、地域館とも繋がっていると思っている。地域館の方も一生懸命してくれているのに、「×」と書かれたこの評価だけを見ると良い印象を受けないと思う。

委員：             図書館職員は「学校図書館司書と交流がない」と答えた。直接的な交流と受け取ったためか。

副会長：           現地調査に行った者としては、問い合わせはすべて本館が対応しており地域館ではしていないと受け止めた。聖ヶ丘図書館では「本を借りに来る」との答えだったが、直接的な交流・連携は実態としてないというのが図書館からの答えであった。

委員：             評価の観点の文言は、前館長が示したもの。連携の中身を分かり易く書き直してもよいのか。

副会長：           今書き直すかどうかは別にして、評価の観点は現地調査をしながら決めてきたもの。

委員：             地域の図書館に行った時には学校図書館司書に会うこともあり、地域館を利用していることは知っているが、このような質問にすると図書館からは「ない」という答えが返ってきた。

委員：             「交流」のように深まったこととなると「ない」ということか。どこまでを「連携」と捉えるのかだと思う。

委員：             図書館からの答えであったためそのまま掲載したが、繋がりがあことは感じている。

委員：             とても一生懸命やっていた印象を受けたので、努力は汲み取りたい。

委員：             それは図書館訪問の時のことか。

委員：             その時にもとても感じたことだが、また学校図書館司書が時々地域館へ行っているということもあったので。

委員：             個人的に行っているのか。



- 
- 委員： そうだ。交流といっても深まりまではっていないのかもしれない。
- 委員： 交流を公的に行っているかと訊いた時に、「そういうものはない」との答えだった。
- 委員： 逆に公的に学校図書館司書が出られる時間帯を作ったりし、学校側からも働きかけてもよいと思う。
- 委員： そのようにできたらよいが、まだそこまでいっていないようだ。
- 委員： 学校の先生に伺いたいが、図書館訪問には学校図書館司書も同行するの  
か。
- 委員： その時はほかに授業が入っていたので、担任と管理職で行った。時間があいていれば一緒に行かれると思う。
- 委員： 連携という言葉として分かりにくいが、自分としてはそのような視点で訊いていた。連携ではなく具体的な視点を明示するとよかったのかもしれない。
- 副会長： この評価の視点は、学校図書館司書が個人的に地域館へ行って訊いたりすることではなく、図書館が政策として学校図書館との連携の仕組みを意図的に作っていくなどの働きかけが必要だという趣旨の設問。学校図書館司書の問題ではなく図書館側の問題。
- ほかにはよいか。では、委員が出されたことについては、私と委員とで事務局と調整し、会長の意見も伺い、最終的には全員の了解を得て確定していくということでよいか。委員には具体的な文言等あればお願いしたい。
- それでは、若干文言の修正はあるが、基本的には地域館の活動評価はこれを報告する。
- 本日の議題は以上。ほかに何かあるか。
- 事務局： 決定いただいた活動評価については、副会長・委員と調整の上、会長にも見ていただき、改めて委員の方へ配布し、了解を得て決定する。長期間に亘る活動評価をありがとうございました。
- 副会長： ほかになければ、これで第3回定例会を閉会する。